

「非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例等に関する質疑応答事例について（情報）」（平成 22 年 2 月 16 日付資産課税課情報第 5 号）の正誤表

区分	正	誤
<p>(問 21)</p>	<p>(ケース 2 のイ)                      ケース 2 のイについては、母について措置法施行令第 40 条の 8 第 1 項第 2 号に規定する「同族内筆頭株主等要件」を満たしていないことから、子 A は、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることはできない。</p>	<p>(ケース 2 のイ)                      ① 200 株 (母) + 200 株 (子 A) &lt; 900 株 × 2/3                      したがって、母は子 A に対し、母が保有する株式 200 株のすべてを贈与しなければならない。                      ② ケース 2 のイについて、子 A は、この 200 株を限度として贈与税の納税猶予の特例の適用を受けることができる。</p>